

コンプライアンス

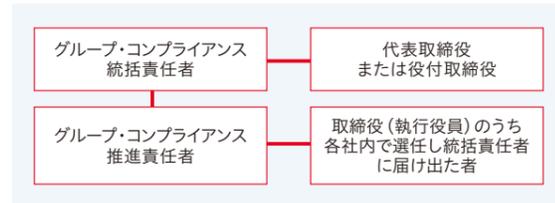
基本的な考え方

当社は、グループ各社におけるコンプライアンスを推進・支援する部門を設置し、必要な社内体制や規程の整備をはじめ、関連案件の迅速な解決や違反の未然防止対策の立案などを通じて、役員・従業員が安心して企業活動に取り組めるよう体制を構築してきました。

また、当社グループ従業員のコンプライアンス意識の向上を目的として、全従業員を対象とした継続研修や各階層を対象とした研修の実施と同時に、アンケート調査による従業員の意識レベルの把握や改善点の洗い出しにも努めています。2023年度は、コンプライアンスに関する意識調査結果をもとに現状把握と問題点を抽出のうえ実態に即した研修および問題解決を行うことで、さらなるコン

プライアンスの徹底を図りました。当社グループでは、グループ経営に重大な影響を与えるリスクへの認識と対応を図るとともに、法令・企業倫理遵守を徹底するコンプライアンス体制を推進するために、ホールディングス内にグループ・コンプライアンス推進委員会を設置し、統括を行っています。

●グループ・コンプライアンス推進体制



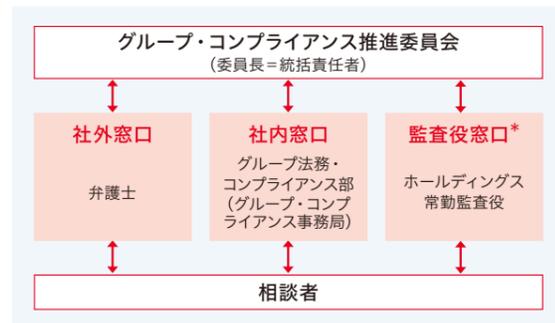
内部通報制度

従業員の声をコンプライアンスの実践に反映させる体制として、内部通報窓口「あすか製薬ホールディングスコンプライアンス相談窓口」を整備し、教育研修などを通じてその存在を周知しています。

また、2022年6月1日施行の改正公益通報者保護法にあわせ、従前より整備している社内・社外窓口に加え、当社グループの役員が関与するコンプライアンス関連事案を相談・通報できる窓口として、あすか製薬ホールディングスの常勤監査役による窓口(監査役窓口)を設置しています。これは、経営幹部から独立した窓口を設置することにより、経営幹部が関与するコンプライアンス関連事案について、当社グループの役員・従業員等の相談・通報に対する心理的ハードルを下げ、調査・是正措置などが適時適切に行われることを意図したものです。通報は、匿名でも受け付けており、いずれの事案にも適切に対処しています。さらに、社外窓口(顧問弁護士事務所)に関しては窓口担当を2名体制にするなど、内部通報制度の充実を図っています。

当社は、公益通報者保護法の趣旨に則り、通報者の保護はもとより、コンプライアンス関連事案の収集・調査・是正措置が適時適切に行われるよう、本制度を運用しています。

●あすか製薬ホールディングスコンプライアンス相談窓口の仕組み



* 当社グループの役員が関与するコンプライアンス関連事案を相談・通報できる窓口

業界関連規範における当社グループの取り組み

あすか製薬の医療用医薬品に関する企業活動は、公的医療保険制度下で行われていることを認識し、医療関係者・医療機関・患者団体などへの資金提供について透明性を確保することで、社会に対する説明責任を果たしています。引き続き2024年度も「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」に基づき、2023年度分の医療関係者・医療機関・患者団体などへの資金提供に関する情報を公開します。

また「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」(以下、本ガイドライン)は、不適切なプロモーション活動(適応外使用の推奨、他社の誹謗中傷や有効性・安全性の強調など)の防止による医療用医薬品の適正使用推進を目的に厚生労働省が制定し2019年から適

用開始されたものであり、適切な販売情報提供活動に必要な社内体制の構築や従業員への教育は経営陣の責務とされています。2023年度においても、販売情報提供活動監督部門を主管部門として、MRが使用する資材類を審査しそれらが適切に作成されているかを確認するとともに、MR等のプロモーション活動をチェックし、本ガイドライン違反ととられかねない言動があった場合、当事者はもとより、プロモーション部門にも情報を共有し注意喚起・未然防止を図ったほか、MR等への教育研修において、本ガイドラインなど業界関連規範の遵守について、注意喚起を継続的に実施しています。

今後も、生命関連企業として、より一層の倫理性と透明性・信頼性の向上に努めるべく、医療機関ならびに医療関係者の方々のご理解を深める活動を展開していきます。

コード・オブ・プラクティス

あすか製薬は、医薬品を取り扱う責任ある生命関連企業として、その企業活動においては高い倫理性と透明性の確保が必要との認識のもと、2013年度よりすべての役員・従業員と、研究者、医療関係者、患者団体等との交流を対象とした行動基準「あすか製薬コード・オブ・プラクティス」を策定し、役員および全従業員に周知徹底することにより、社会からの理解を得られる企業活動を推進しています。

知的財産

知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権および商標権など、知的創造活動により生み出されたものを保護する権利です。当社は、第三者の権利を尊重のうえ、これらの権利について関連各部署と連携を図り、知的財産権の全社的な創出と保護に取り組んでいます。新規開発品に関する権利を保護するのみならず、既存製品の薬剤形をはじめライフサイクルの延長を目的とした知的財産権の活用を通じ、価値の最大化を図っています。

また、知的財産活動のグローバル化を推進するとともに、海外における知的財産情報を収集・活用できる体制を整え、知的財産の面からもパートナー企業との連携強化に努めています。知的財産の重要性が高まるなか、このような取り組みを通じて、当社の事業成長にさらに貢献していきます。

リスクマネジメント

基本方針

当社グループの事業活動に影響をおよぼすリスクに対応するため、グループ経営危機管理規程を制定し、特性・リスクごとに分類したリスクマネジメント体制を推進しています。各部門において手順書の整備、運用を行い年度ごとにリスクアセスメントおよびその結果を踏まえた対策の策定・実施・評価により、課題解決に向けて計画的に取り組んでいます。

整備に努めています。今後も、予想されるリスクへの備えを充実させ、従業員への啓発活動を行うとともに、危機管理体制のさらなる充実を図ります。

体制

経営危機について経営危機管理マニュアルなどを整備し、経営危機が発生した場合は必要に応じて「対策本部」が対応にあたります。

●グループ経営危機管理体制



情報セキュリティ

当社グループは、情報資産を適切に管理する事を重要な経営課題と認識し、安全かつ確実に管理するために以下の対策を講じています。

- 情報セキュリティ管理体制の構築**
当社グループが保有する情報資産の保護に努め、情報セキュリティの維持・向上に取り組むための情報セキュリティ管理体制を構築しています。
- 情報セキュリティに関する内部規程の整備**
情報資産を適切に管理するために、情報セキュリティに関する社内規程を定めています。
- 情報セキュリティに関する教育**
当社グループのすべての役員・従業員に対して、情報セキュリティの重要性および当社グループが保有する情報資産の適正な利用を周知徹底しています。
- 情報セキュリティ対策の実施**
情報資産に対する不正アクセスや、紛失、漏えい、改竄および破壊などの予防・対策および是正に適切な措置を講じます。
- 法令などの遵守**
情報セキュリティに関する法令およびその他の関連規範を遵守します。
- 監査体制の整備**
内部監査体制を整備し、法令および社内規程などの遵守状況を点検・評価することにより、情報セキュリティの確保に努めます。

事業継続計画(BCP)について

医薬品などの安定供給を図るため、BCPについては大規模な地震、津波などの自然災害を想定したもの、新型インフルエンザなど感染症拡大を想定したものの2種類を策定し、早期に事業活動の復旧を可能にする体制